

平成25年小野町議会定例会12月会議

議事日程（第1号）

平成25年12月5日（木曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第71号 平成25年度小野町一般会計補正予算（第6号）
〔上程、説明、質疑。以下日程第7まで同じ〕
- 日程第 5 議案第72号 平成25年度小野町除染対策事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第 6 議案第73号 平成25年度小野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第74号 平成25年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第75号 小野町税条例の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑。以下日程第10まで同じ〕
- 日程第 9 議案第76号 諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第77号 小野町老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第78号 田村地方介護認定審査会の共同設置の廃止について
〔上程、説明、質疑。以下日程第13まで同じ〕
- 日程第12 議案第79号 小野町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第80号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第81号 小野町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第15 議案第82号 田村広域行政組合規約の変更について
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第16 議案第83号 小野町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
〔上程、説明、質疑、採決〕
- 日程第17 予算審査特別委員会の設置
- 日程第18 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番 会 田 明 生 君

2番 吉 田 康 市 君

3番	竹川里志君	4番	宗像芳男君
5番	田村弘文君	6番	籠田良作君
7番	宇佐見留男君	8番	水野正廣君
9番	遠藤英信君	10番	佐強登君
12番	村上昭正君		

欠席議員（1名）

11番 久野峻君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大和田昭君	教育長	矢内今朝見君
総務課長	宗像利男君	企画商工課長	山名洋一君
税務課長	阿部京一君	町民生活課長 兼除染推進室長	村上春吉君
健康福祉課長	藤井義仁君	農林振興課長 兼農業委員会 事務局長	石井一一君
地域整備課長	佐藤喜春君	教育課長	吉田浩祥君
会計管理者 兼出納室長	吉田吉広君	代表監査委員	先崎福夫君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	先崎幸雄	次長	味原広一
書記	先崎悟	書記	清野昭雄

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（村上昭正君） ただいまから、平成25年小野町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（村上昭正君） ただいま出席している議員は11名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。
なお、11番、久野峻議員より本日の会議を欠席する旨、届け出がありましたので、報告いたします。
直ちに12月会議、第1日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（村上昭正君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村上昭正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、
9番 遠藤英信 議員
10番 佐強登 議員
を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（村上昭正君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長。
7番、宇佐見留男議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員会委員長 宇佐見留男君登壇〕

○議会運営委員会委員長（宇佐見留男君） 12月2日に開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

本定例会の会期については、12月5日から12月31日までの27日間とすることに決定いたしました。
なお、本12月会議の日程は、12月5日から11日までの7日間を目途に進めることといたしました。
以上をもって報告いたします。

○議長（村上昭正君） お諮りいたします。この定例会の会期を、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月31日までの27日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月31日までの27日間と決定いたしました。

なお、本12月会議の日程は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月11日までの7日間を目途に進めてまいりたいと思います。

本12月会議の日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（村上昭正君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会委員長、農業委員会会長及び代表監査委員であり、その委任を受けました者の名簿はお手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員から報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

◎議案第71号～議案第74号の上程

○議長（村上昭正君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第71号 平成25年度小野町一般会計補正予算（第6号）から日程第7、議案第74号 平成25年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）まで、4議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

先崎事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第71号～議案第74号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 本日ここに、平成25年小野町議会定例会12月会議を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席を賜り、衷心より感謝を申し上げます。

今期定例会におきましては、町政執行上重要な平成25年度各会計補正予算案4件、条例の改正案件6件、田村地方介護認定審査会の共同設置の廃止案件1件、田村広域行政組合規約変更案件1件、人事案件1件、合計13案件をご提案申し上げた次第であります。

以下、その概要についてご説明を申し上げますが、提出議案のご説明をいたします前に、最近の主な行政諸般の動向についてその一端を申し上げ、議員各位のご理解、ご指導とご支援を賜りたいと存じます。

第四次小野町振興計画後期計画の策定の状況であります。 「みんなが輝き、健やかでふれあうまちづくり」「安心・安全で幸せが実感できるまちづくり」など5つの基本目標を掲げ、東日本大震災、原発事故などにより社会状況が大きく変化している中、本町を取り巻く環境に適切に対応するため、前期計画の成果と課題を踏まえ、復興の施策を盛り込むなど新たな視点に立ち、これまでの基本方針を尊重しつつ、我が町が目指す将来像の具現化に向けた取り組みをこれまで以上に加速できるよう、町民の皆様からの貴重なご意見、ご提案をいただきながら、平成26年度から平成30年度までの5年間の計画を、現在、鋭意策定作業中であります。

私はことし3月に町長就任以来、東日本大震災からの復興に向けて、除染を最優先課題に、企業誘致を最優先施策とし、町政を運営してきたところであり、除染のための旧町村単位の仮置場の設置、各企業へのトップセールスを全力で取り組んできたところであります。また、風評被害の払拭のため、小野町の観光資源や農畜産物のPRを町内外問わず積極的に実施してまいりました。引き続き目的が達成できるよう努力を重ねてまいりたいと存じます。

町政の発展と住民福祉の向上のため、次代を担う新たな生命の誕生を町民全員で祝福し、出生児の健やかな成長を願う応援金を贈るための「小野町笑顔とがんばり子育て応援条例」を制定したところであります。子育てに係る経費には到底及びませんが、希望を持って子供を産み育てられる環境づくりに努めていきたいと考えております。

全ての町民ニーズにお応えできるまでにはまだまだ至っていない状況ですが、引き続き生活環境や地域基盤の整備を進めるとともに、豊かな心を育み、のびのびと学べる教育環境の整備、平成27年1月に開院予定の小野町地方総合病院を最大限活用した保健、医療、福祉の充実、商工業、農畜産業等の地域産業の振興等、切れ目のない施策を展開し、町民の皆さんが安全で安心して住める町の構築に向け、微力ではありますが力を注いでまいり所存であります。

以上、諸般の一端を申し述べましたが、なお一層の議員各位のご指導とご支援とご協力をお願いいたしますのであります。

それでは、平成25年小野町議会定例会12月会議に提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。議案第71号から議案第74号までの平成25年度各会計補正予算4案件につきましてご説明をいたします。

まず、議案第71号 平成25年度小野町一般会計補正予算（第6号）についてであります。既定の予算に1

億8,777万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を49億3,439万3,000円とするものであります。

主な内容であります。歳入につきましては、町税において、個人所得の増に伴い個人町民税を増額し、国庫支出金において、台風18号による災害復旧事業に係る土木施設災害復旧費国庫負担金、子育て世帯が安心して定住できるよう遊具の更新に充てる福島定住等緊急支援交付金を増額し、県支出金において、新たな子ども子育て支援システムを構築するために交付される福島県安心子ども基金特別対策事業県補助金を増額するものであります。繰入金において、振興作物栽培支援事業費確定による東日本大震災復興支援基金繰入金、遺跡試掘調査事業費確定による除染対策事業特別会計繰入金をそれぞれ減額し、町債において、台風18号による災害復旧事業に係る土木施設災害復旧事業債を増額するものであります。

歳出につきましては、増額するものとしたしまして、総務費において、一般管理費に弁護士業務委託料、民生費において、障害者福祉費に障がい者自立支援給付費、老人福祉費に介護保険特別会計繰出金、児童福祉総務費に子ども子育てシステム構築委託料、万景公園遊具更新工事費、保育所費に各保育施設の遊具更新工事費、児童館費に浮金つつじ児童園遊具更新工事費、農林水産業費において、林業施設管理費に緑とのふれあいの森公園遊具更新工事費、教育費において、小学校学校管理費に各小学校の遊具更新工事費、中学校学校管理費に浮金中学校校舎改修工事費、体育施設費に小野公園内の遊具更新工事費、災害復旧費において、土木施設災害復旧工事費を計上するものであります。

また、減額するものとしたしまして、民生費において、障害者福祉費で障害者自立支援給付サービス等計画作成委託料、幼児教育環境整備費で認定子ども園建設基本設計委託料、衛生費において、病院運営費で公立小野町地方総合病院企業団負担金、農林水産業費において、農業振興費で振興作物栽培支援事業報償費、放射性物質吸着抑制対策事業補助金、畜産業費で堆肥一時保管用資材購入費、教育費において、文化施設費で遺跡試掘調査委託料を計上するものであり、現時点での確定額及び見込み額により調整をする内容であります。

次に、議案第72号 平成25年度小野町除染対策事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,220万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億7,927万5,000円とするものであります。

主な内容につきましては、歳入につきましては、県支出金において、除染対策事業交付金を減額するものであります。

歳出につきましては、事業費において、除染対策費に仮置場搬入路用地測量等委託料、仮置場管理等委託料を増額し、夏井地区における除染作業委託料、遺跡試掘調査に係る一般会計繰出金を減額するものであります。

次に、議案第73号 平成25年度小野町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,862万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億3,987万8,000円とするものであります。

主な内容につきましては、歳出につきましては、総務費において、一般管理費に日常生活圏域ニーズ調査委託料を増額し、保険給付費において、各介護サービスの年間支出見込み額により増減額補正を行なうものであります。

歳入につきましては、歳出における保険給付費等について、国庫負担金、支払基金交付金、県負担金、一般会計繰入金の負担割合に応じてそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第74号 平成25年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的収入及び支出につきましては、収入において、営業収入で消火栓修繕工事費負担金を増額し、支出において営業費用で有形固定資産減価償却額を減額するものであります。

資本的収入及び支出につきましては、収入において、工事負担金で上水道布設工事分担金を増額し、支出において、建設改良費で水道事業会計システム購入費を減額し、資本的収入額が資本的支出額に不足する額を過年度及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

以上、議案第71号から議案第74号までの平成25年度各会計補正予算4案件につきましてご説明を申し上げましたが、いずれも真に必要な補正予算であります。

なお、細部につきましては担当課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案の説明といたします。よろしく願いいたします。

◎議案第71号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第71号 平成25年度小野町一般会計補正予算（第6号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第71号について質疑を終わります。

◎議案第72号～議案第74号の質疑

○議長（村上昭正君） 次に、議案第72号 平成25年度小野町除染対策事業特別会計補正予算（第5号）から議案第74号 平成25年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）まで3議案について一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第72号から議案第74号までの3議案について質疑を終わります。

◎議案第75号～議案第77号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第8、議案第75号 小野町税条例の一部を改正する条例についてから日程第10、議

案第77号 小野町老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまで、3議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

先崎事務局長。

[議会議務局長朗読]

◎議案第75号～議案第77号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

[町長 大和田 昭君登壇]

○町長（大和田 昭君） 議案第75号から議案第77号までの条例の一部改正3案件につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案第75号 小野町税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、固定資産税の前納制度を、当初の目的である税収の早期確保や自主納税意識の高揚が達成されたこと、納税の公平性、他の税との公平性を図ること、また、平成26年度より主な町税のコンビニ収納を予定しているため、重複納入等の納税者とのトラブルの発生が予想されることから、前納報奨金制度を平成26年4月1日から廃止するものであります。

次に、議案第76号 諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方税法の改正により延滞金の利率が引き下げられることとなったことから、町条例における使用料、手数料等の諸収入金の延滞金について、地方税法に規定する延滞金と均衡を図ることが適切であることから、関係する条例等の改正を行なうものであります。

内容といたしましては、諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例、小野町公営住宅管理条例、小野町後期高齢者医療に関する条例における延滞金の利率をそれぞれ、納期限後1カ月を過ぎた後の割合を14.6%から9.3%へ、納期限後1カ月以内割合を7.3%から3%へ引き下げるものであります。

なお、施行につきましては、平成26年1月1日より施行するものであります。

次に、議案第77号 小野町老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、小野町老人憩の家「たかむら荘」の管理運営について、民間事業者のノウハウを活用することで施設の管理運営の効率化と住民サービスの向上を図るため、指定管理者による管理を将来的に実施したいため、小野町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に定めるところにより、町長が指定した法人及びその他の団体が管理できるよう改正を行うものであります。

なお、施行につきましては、公布の日から施行するものであります。

以上、議案第75号から議案第77号までの条例改正に係る3議案のご説明を申し上げましたが、なお、細部に つきましては関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げま して、提案の説明といたします。

よろしくお願ひいたします。

◎議案第75号～議案第77号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第75号 小野町税条例の一部を改正する条例についてから議案第77号 小野町老人憩の家設置及び管理 に関する条例の一部を改正する条例についてまで、3議案について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第75号から議案第77号までの3議案について質疑を終わります。

◎議案第78号～議案第80号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第11、議案第78号 田村地方介護認定審査会の共同設置の廃止についてから日程第 13、議案第80号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につい てまで、3議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

先崎事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第78号～議案第80号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 議案第78号から議案第80号までの田村地方介護認定審査会の共同設置の廃止案件及び

条例の一部改正2案件につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案第78号 田村地方介護認定審査会の共同設置の廃止につきましてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第252条の7第2項の規定により、平成26年3月31日をもって田村地方介護認定審査会の共同設置を廃止したいので、同条第3項が準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容といたしましては、小野町と田村市によって設置されていた田村地方介護認定審査会の共同設置体制を、田村市からの申し出により平成26年3月31日をもって廃止するものであります。

次に、議案第79号 小野町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、田村地方介護認定審査会の共同設置体制が平成26年3月31日廃止となることから、小野町単独により当該審査会を設置する必要があるため、所要の改正を行なうものであります。

内容といたしましては、小野町介護認定審査会を設置し、委員の定数を15名とし、平成26年4月1日から施行するものです。あわせて、小野町介護保険条例における延滞金の利率をそれぞれ、納期限後1カ月を過ぎた後の割合を14.6%から9.3%へ、納期限後1カ月以内割合を7.3%から3%へ引き下げ、平成26年1月1日から施行するものであります。

議案第80号 特別職の職員で非常勤のもの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、平成26年4月1日より設置予定の小野町介護認定審査会の委員の報酬及び費用弁償に関する規定を新たに設けるため、所要の改正を行なうものであります。

内容といたしましては、当該条例の適用範囲に小野町介護認定審査会の委員を追加し、1日当たりの報酬を医師である委員は2万7,500円、医師以外の委員は7,100円とし、費用弁償は職員の旅費規定を準用するものであります。

なお、施行につきましては、平成26年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第78号から議案第80号までの田村地方介護認定審査会の共同設置の廃止案件1件並びに条例改正案件2件の3議案のご説明を申し上げますが、なお、細部につきましては関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。

よろしく願いいたします。

◎議案第78号～議案第80号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第78号 田村地方介護認定審査会の共同設置の廃止についてから議案第80号 特別職の職員で非常勤のもの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまで、3議案について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第78号から議案第80号までの3議案について質疑を終わります。

◎議案第81号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第14、議案第81号 小野町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

先崎事務局長。

[議会議務局長朗読]

◎議案第81号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

[町長 大和田 昭君登壇]

○町長（大和田 昭君） 議案第81号 小野町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、平成26年4月1日より小野町立浮金中学校が小野町立小野中学校に統合されることにより、浮金中学校の跡地を浮金小学校として利用したいため、所要の改正を行なうものであります。

内容といたしましては、浮金小学校の位置を現在の浮金中学校の位置とするもので、平成26年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第81号 小野町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げましたが、なお、細部につきましては関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

よろしく申し上げます。

◎議案第81号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第81号 小野町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第81号について質疑を終わります。

◎議案第82号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第15、議案第82号 田村広域行政組合理約の変更についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

先崎事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第82号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 議案第82号 田村広域行政組合理約の変更につきましてご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、田村広域行政組合理事会代表理事から規約の変更の協議に関し、同法290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容といたしましては、田村東部管内の収集運搬業務を構成市町へ移管するため、田村広域行政組合の共同処理する事務の内容をごみ処理に係る中間処理のみと改め、平成26年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第82号 田村広域行政組合理約の変更についてご説明申し上げましたが、なお、細部につきましては関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。

よろしく申し上げます。

◎議案第82号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第82号 田村広域行政組合規約の変更について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第82号について質疑を終わります。

◎議案第83号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第16、議案第83号 小野町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

先崎事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第83号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 議案第83号 小野町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。本案は、11月30日をもって現委員の中村和彦氏から退任したい旨の申し出があったため、人格、識見ともに優れている小野町大字谷津作字谷津5番地の榊原貞治氏を小野町教育委員会委員として選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、選任された日から前任者の残任期間となるものであります。

以上、議案第83号 小野町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。

よろしく申し上げます。

◎議案第83号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第83号 小野町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第83号について質疑を終わります。

◎議案第83号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、討論を省略し採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

議案の採決を行います。

議案第83号 小野町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案に同意することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（村上昭正君） 起立全員であります。

したがって、議案第83号 小野町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎予算審査特別委員会の設置

○議長（村上昭正君） 日程第17、予算審査特別委員会の設置を議題といたします。

特別委員会の設置については、お手元に配付の議長発議第4号のとおり設置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第71号 平成25年度小野町一般会計補正予算（第6号）から議案第74号 平成25年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）までの4議案については、10人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにいたしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第71号から議案第74号までの4議案については、10人の委員で構成する予算審査特別委員

会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

◎予算審査特別委員会の委員の選任

○議長（村上昭正君） お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、1番、会田明生議員、2番、吉田康市議員、3番、竹川里志議員、4番、宗像芳男議員、5番、田村弘文議員、6番、籠田良作議員、7番、宇佐見留男議員、8番、水野正廣議員、9番、遠藤英信議員、10番、佐強登議員を指名いたします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、ただいまの議長指名のとおり選任することに決定いたしました。

◎予算審査特別委員会の正・副委員長の選任

○議長（村上昭正君） ただいま設置されました予算審査特別委員会の正・副委員長の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により特別委員会の互選となっておりますので、暫時休議し、その間に特別委員会で選任していただきたいと思えます。

暫時休議といたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時47分

○議長（村上昭正君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（村上昭正君） 諸般の報告を行います。

予算審査特別委員会の正・副委員長の選任について、委員長に水野正廣議員、副委員長に遠藤英信議員が互選されました。

以上、申し上げます。報告といたします。

◎議案の委員会付託

○議長（村上昭正君） 日程第18、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をごらん願います。

本案のとおり常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（村上昭正君） 以上をもって本日の会議日程は全部終了いたしました。

本日の会議はこれをもって散会といたします。

散会 午前10時48分